

(平成25年10月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年5月から49年3月まで
② 昭和49年4月から52年3月まで

私は、私の国民年金の加入手続については、父親が行ってくれたと思うが、私が20歳の時に母親から、「最初から国民年金に加入している。」と聞いていた。

その後、昭和55年4月に会社に就職する前に、家族の国民年金保険料を集金人に納付していた母親から、私の保険料を納付していたと聞いており、その際、母親から年金手帳を渡され、その年金手帳を会社に提出した。

私は、母親から会社に入社するまでの国民年金保険料を納付していたと聞いていたにもかかわらず、申立期間①は国民年金保険料の申請免除期間とされ、申立期間②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立人が20歳の時にその母親から国民年金に加入していることを聞いており、また、昭和55年4月に会社に就職する前にも、母親から申立人の国民年金保険料を家族の保険料と一緒に集金人に納付していたことを聞いたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が20歳になった頃の48年*月に払い出されており、当該手帳記号番号で申立期間②の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人は、その母親が申立人及びその家族の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、オンライン記録によると、申立期間②当時、申立人と同居していたその両親の保険料は、国民年金被保険者期間の

全てにおいて納付済みとなっていることが確認でき、母親の納付意識の高さがうかがわれる上、申立人の次兄及び姉の保険料の納付開始時期は、申立期間②の始期である昭和 49 年 4 月からであることに加え、その次兄の当該期間は納付済み、その姉の当該期間の大半は納付済みであり、申立人は、申立期間を除き保険料の未納は無いことが確認できることから、その母親が申立期間②の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人には上述の昭和 48 年*月に払い出された国民年金手帳記号番号のほかに、52 年 6 月に別の手帳記号番号が払い出されているが、前者に係る A 市の国民年金被保険者台帳には、氏名の記載誤りがあることに加え、申立人が 20 歳に到達した 48 年*月に国民年金被保険者資格を取得していたものをその後取消し、更に復活させるという記載が見られるが、申立人の特殊台帳には被保険者資格を取り消した形跡が無く、記録に不整合があるなど、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性が考えられる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料の納付を行っていたとするその母親は既に他界しており、当該期間当時同居していた申立人の次兄からも具体的な証言が得られないため、納付状況が不明である。

また、申立人は、家族の国民年金保険料を納付していたその母親が、申立人が 20 歳になった昭和 48 年*月から自身の保険料も納付してくれていたはずであると述べているが、申立人の次兄及び姉の申立期間①を含む昭和 48 年度は、申請免除期間であることが、兄姉それぞれの特殊台帳及びオンライン記録により確認できることから、申立人の母親が申立期間①の保険料を納付していたとまでは推認できない。

さらに、申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年3月25日に、資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月25日から同年4月1日まで

私は、昭和34年4月から42年11月までB社に勤務していた。申立期間は、同社C事業所（厚生年金保険の適用事業所名は、A事業所）の新規開店のため、同社D事業所から転勤となった時期である。申立期間の直前及び直後の期間については、脱退手当金を受給したことを承知しているが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立人が申立期間当時、同社に在籍していたと回答しており、また、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（B社D事業所から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、B社C事業所が新規開店した昭和39年3月25日に同社C事業所に勤務していた旨の同僚の供述により、申立人が申立期間に同社C事業所に勤務していたことが認められるところ、申立人はA事業所に係る申立期間の直後の被保険者期間について脱退手当金を受給していることから、申立人の同事業所に係る資格取得日を同年3月25日に、資格喪失日を同年4月1日に訂正とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から3万円することが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、申立期間後の昭和39年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、B社は法人の事業所であることに加え、申立人と同様に、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無い同僚が、年金記録確認E地方第三者委員会（当時）に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会が同社に照会したところ、「昭和39年3月25日のA事業所の開店日には20人以上の社員が勤務していた。」と証言していることから、A事業所は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8656

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年8月21日から同年9月10日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、A社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和45年8月21日）及び資格取得日（昭和45年9月10日）に係る記録を取り消し、同年8月の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月21日から同年9月10日まで
② 昭和62年10月1日から63年10月1日まで

私は、申立期間①において、A社に継続して勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、申立期間②について、C社において、給与が下がった記憶が無いのに、標準報酬月額が下がっている。

調査の上、申立期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社が保管する人事カードから、申立人は、申立期間①において、同社B事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社B事業所において、昭和45年8月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年9月10日に同社B事業所において同資格を再度取得しており、申立期間①前後において作成された、申立人の同社B事業所に係る申立期間①前の厚生年金保険被保険者原票（以下「申立期間前原票」という。）及び申立期間①後の厚生年金保険被保険者原票（以下「申立期間後原票」という。）の記載と一致している。

しかしながら、同一事業所において被保険者資格を喪失後、再度取得した場合は、異なる整理番号が付番されるべきところ、申立期間前原票の整理番号と申立期間後原票の整理番号とは同一の番号となっているが、日本

年金機構D事務センターは、「資格得喪届書の決裁時に届書に厚生年金保険事業所原票副票を添え、担当課長の点検を受けることとされていることから、整理番号の二重払出は考えられない。」と回答している上、同事務センターは、厚生年金保険被保険者原票の検印欄には、担当課長が、検印を押すものとされている旨回答しているところ、申立期間後原票の検印欄には検印が無いことが確認できる。

また、申立期間後原票においては資格取得日が昭和45年9月10日とされているにもかかわらず、同年10月1日の定時決定が記載されている上、E企業年金基金及びF健康保険組合においては、申立期間①においても申立人の被保険者記録が継続していることから、申立人が同年8月21日に被保険者資格を喪失し、同年9月10日に再度取得した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B事業所における被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和45年8月21日）及び資格取得日（同年9月10日）に係る記録を取り消すことが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和45年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、C社に係る当該期間の標準報酬月額が相違していると主張している。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立人が所持する申立期間②に係る給与（賞与）明細書から、一部期間においては、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与が支給されていることが確認できるものの、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、同名簿に不自然な記載は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年7月20日及び同年12月20日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、同年7月20日は8万6,000円、同年12月20日は21万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月20日

私は、平成16年11月1日からA社に勤務しているが、厚生年金保険の記録では、申立期間の標準賞与額の記録が無い。調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人が所持する預金通帳により、申立人が当該期間において賞与の支給を受けたことが確認できる。

また、同僚の所持する給与明細書により、当該同僚は申立期間②及び③において、その支給額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③の標準賞与額については、上記預金通帳の振込額により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②は8万6,000円、申立期間③は21万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、複数の同僚について賞与が支給されていたことが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して当該期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人が所持する預金通帳から、平成 16 年 12 月 20 日に A 社から 1 万円が振り込まれていることが確認できる。

しかし、事業主は、「申立人の振込額から判断すると、当該支給分は、賞与ではなく、寸志である。正社員としての勤務期間の短い者は、賞与支給日に、低額の寸志を支給することがあった。しかし、当該寸志からは、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、申立人は、「寸志として支給され、保険料の控除は無かったと記憶している。」と述べている。

さらに、事業主は、「平成 18 年以前の賃金台帳等は保管していない。」と回答している上、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる賞与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）（整理記号C）における資格喪失日に係る記録を昭和38年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月21日から同年12月21日まで
私は、申立期間においてもA社に継続して勤務していた。しかしながら、年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答により、申立人がA社に継続して勤務し（同社（整理記号C）から同社（整理記号D）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社が提出した申立期間に係るA社の人事異動資料において、申立人の異動日が昭和38年12月10日と記載されていることから、申立人のA社（整理記号C）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、同社（整理記号D）における同資格の取得日と同日の同年12月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（整理記号C）における昭和38年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年7月25日、同年12月25日、21年11月25日、22年7月25日及び同年12月25日に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、19年7月25日は39万1,000円、同年12月25日は28万6,000円、21年11月25日は36万4,000円、22年7月25日は36万4,000円、同年12月25日は35万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月25日
③ 平成20年12月25日
④ 平成21年11月25日
⑤ 平成22年7月25日
⑥ 平成22年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準賞与額の記録は、年金給付に反映されない記録となっている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び④から⑥までについて、申立人のA社におけるオンライン記録では、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条

本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び④から⑥までに係る標準賞与額については、A社が提出した申立人の当該期間の給料支払明細書（控）（賞与分）及び給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は39万1,000円、申立期間②は28万6,000円、申立期間④は36万4,000円、申立期間⑤は36万4,000円、申立期間⑥は35万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②及び④から⑥までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間当時、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所又は年金事務所は、当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③について、A社が提出した、申立人の給料支払明細書（控）（賞与分）及び給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿によると、当該期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、同社は、「申立期間③の保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が、当該期間について、申立人の主張する賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

私は、A社に勤務していたが、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間に支給された賞与の記録が給付に反映されない記録となっている。調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する「平成18年12月20日支給賞与総支給額・保険控除額一覧」から、申立人は、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から60年6月までの期間、61年4月から同年6月までの期間、62年1月から同年6月までの期間及び63年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から60年6月まで
② 昭和61年4月から同年6月まで
③ 昭和62年1月から同年6月まで
④ 昭和63年4月から平成元年3月まで

私は、昭和47年4月に結婚後、時期ははっきり分からないが、元夫が、私の国民年金の加入手続を行い、加入当初から、私の国民年金保険料を元夫の預金口座から引き落としで納付してくれていた。

私は、元夫から、「(あなたの)国民年金保険料の口座引き落としは、もし当月引き落としできなければ、必ず翌月引き落としされているはずなので、未納となることは考えられない。」と聞いていたにもかかわらず、申立期間①から④までの保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①から④までの国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び当該期間の保険料を納付したとする申立人の元夫も、加入手続の時期及び保険料の納付方法等について具体的に憶^{おぼ}えていないことから、当該期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和47年4月に結婚後、時期ははっきり分からないが、元夫が、申立人の国民年金の加入手続を行い、加入当初から申立人の国民年金保険料を元夫の預金口座から口座引き落としで納付してくれていたと主張しているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前

後の番号が付与された国民年金被保険者の資格記録等から、62年5月ないし同年7月と推認され、同手続時点においては、申立期間①、②及び③のうち一部の期間は口座引き落としで現年度納付することができない期間であるとともに、申立期間①のほとんどの期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、結婚した47年4月から申立人の手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立期間①から④までについては、合計168か月に及んでおり、これだけの長期間に渡る事務処理を行政機関が続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、申立人が当該期間の保険料を納付していた事実を裏付ける新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7126 (事案 3443、4159 及び 5632 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 50 年 2 月までの国民年金保険料及び同年 3 月から 51 年 12 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 51 年 12 月まで

私は、昭和 49 年 6 月 1 日に A 区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関で納付していた。また、私は、50 年 3 月に、妻の国民年金の加入手続を行った時に、付加年金の加入手続を行い、同年同月から同保険料も納付していた。

その証拠に、私の年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が「昭和 49 年 6 月 1 日」と記載されている。

私は、これまで年金記録確認 B 地方第三者委員会 (当時) に 3 回の申立てを行い、いずれも認められなかったが、前回の申立てに係る口頭意見陳述の際、委員から、私の主張どおり昭和 49 年頃に私が居住していた地域で私の国民年金手帳記号番号が払い出されたとすれば、その番号は 19 万番台であろうとの指摘があった。そうであるならば、私は 19 万番台の手帳記号番号で国民年金に加入しているはずなので、19 万番台の手帳記号番号を調査して、私の年金記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまで 3 回にわたり年金記録確認 B 地方第三者委員会に申立てを行っているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 12 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらないこと、ii) 資格取得時期は加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡ることから、加入手続時期及び国民年金保険料納付の始期を特定するものではないこと、iii) 付加

年金についても、申立人の所持する年金手帳によると、申立人の付加年金の加入時期は、52年1月となっていることが確認できること等を理由として、既に年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づき平成22年3月10日付け、同年8月11日付け及び23年6月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、自身が昭和49年頃に居住していた地域に払い出されていた国民年金手帳記号番号が19万番台であれば、その当時に19万番台の番号で国民年金に加入しているはずであると主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする同年に申立人が居住していた区を管轄する社会保険事務所（当時）において、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、19万番台の手帳記号番号が付番された国民年金被保険者についても調査したが申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人からは、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す具体的な証言は得られず、新たな情報や資料の提出も無い。

そのほかに年金記録確認B地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7127

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 55 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 55 年 2 月まで

私は、昭和 51 年頃、当時居住していた市の市役所で国民年金の任意加入
手続を行ったと思う。

国民年金保険料については、加入直後から納付していたのかどうかは
憶^{おぼ}えていないが、現在所持している年金手帳に記載された国民年金の、
「初めて被保険者となった日」が「昭和 53 年 3 月 24 日」となっているの
で、その日以降の保険料は必ず納付していたはずである。

申立期間が国民年金に未加入とされ、国民年金保険料が未納となってい
ることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年頃、国民年金の任意加入手続を行った憶^{おぼ}えがあると
述べているが、加入手続場所についての記憶が明確でないことに加え、申立
期間当時の国民年金保険料額及び保険料の納付周期も憶^{おぼ}えていないことか
ら、申立人の国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、自身が所持する年金手帳の国民年金の、「初めて被保険
者となった日」欄に「昭和 53 年 3 月 24 日」と記載されていることから、同
日から国民年金保険料を納付していたと述べているが、当該年金手帳の国民
年金の記録欄における被保険者となった日及びA市の国民年金被保険者カー
ドにおける申立人の被保険者資格取得日には、いずれも 55 年 3 月 24 日と記
載されているとともに国民年金の任意加入を示す記載が確認できる上、申立
人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被
保険者資格取得日も、同年同月となっていることから、申立人は、この頃に
同年 3 月 24 日を資格取得日として任意加入被保険者の加入手続を行ったも

のと推認される。このため、当該期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、遡って保険料を納付することができない期間である上、申立人が当該期間の保険料を納付するためには別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から同年 9 月までの期間、47 年 3 月から同年 5 月までの期間、48 年 7 月から同年 8 月までの期間、50 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 52 年 7 月から 58 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 47 年 3 月から同年 5 月まで
③ 昭和 48 年 7 月から同年 8 月まで
④ 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
⑤ 昭和 52 年 7 月から 58 年 9 月まで

私は、会社を退職した昭和 46 年 7 月頃に、国民年金及び国民健康保険の加入手続を区役所で行った。後日、国民年金手帳が郵送されてきたと思うが、その手帳は紛失し、現在は再発行された年金手帳を所持している。

申立期間①から⑤までの国民年金保険料は、私が、送付されてきた納付書により金融機関で納付していた。保険料の月額については、昭和 46 年度頃は 450 円ぐらい、48 年度頃は 900 円ぐらいであり、58 年度頃になると、3 か月で 1 万 7,490 円ぐらいであったと思う。

国民年金に加入してからは、未納が無いように国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間①から⑤までの保険料が未加入による未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 7 月頃に、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金の任意加入被保険者資格取得日は、申立人が所持している年金手帳、居住していた市の国民年金保険料収滞納一覧表及びオンライン記録において、58 年 10 月 25 日であることが確認できる上、申立人の国民年金の加入手続時期も、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与

された任意加入被保険者の資格取得日から、同年 10 月と推認され、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない。

また、前述のとおり、申立人の国民年金の任意加入被保険者資格取得日は、昭和 58 年 10 月 25 日であることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人の国民年金の加入手続時点において、申立期間①から④までの期間及び申立期間⑤のほとんどの期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立期間は、5 回にわたり、申立期間⑤については、75 か月と長期間である上、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険から国民年金への切替手続についての記憶が明確でないことから、当該期間の国民年金の加入状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 1 月 5 日まで
私は、昭和 38 年 5 月 1 日から 45 年 1 月 31 日まで、A 社（現在は、B 社）に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が提出した従業員名簿により、申立人は、昭和 38 年 5 月 15 日から A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、同僚の上記の従業員名簿における入社日と A 社における厚生年金保険の資格取得日を比較したところ、入社日と資格取得日が一致していない者が複数確認できる上、入社日が異なるにもかかわらず、同じ日に資格を取得している者が複数確認できることから、申立期間当時、同社では一定期間に採用した者をまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、上記従業員のうち、資格取得日が申立人と同日である者に照会したものの、入社日から厚生年金保険の資格取得日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる具体的な供述及び給与明細書等の資料を得ることができない。

さらに、B 社は、「提出した従業員名簿のほかに、当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、申立人も、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月頃から 42 年 3 月頃まで
私は、申立期間において、A社（現在は、B社）でC職をしていたが、厚生年金保険の記録によると、被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の取締役がA社の商業登記簿謄本に記載されていることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたこととはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和 52 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、「当社は、昭和 52 年 8 月 1 日に厚生年金保険に加入した。申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、昭和 52 年 8 月 1 日に資格取得している同僚の一人は、「昭和 52 年に厚生年金保険に加入すると説明を受けた。加入するまでは厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年頃から27年頃まで
② 昭和31年頃から34年頃まで

申立期間①について、A県B郡にあったC社に勤務していた。退職時に失業保険を6か月受給した記憶があるにもかかわらず、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間②について、A県B郡にあったD社E事業所の下請だったF社に勤務していた。退職時に失業保険を10か月受給した記憶があるにもかかわらず、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A県B郡にあったC社に勤務していたと述べているが、オンライン記録において、同地域で、同社名の事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在していた記録は見当たらない上、同地域を管轄する法務局に照会したものの、同社名に係る商業登記の記録も確認できない。

また、申立人はC社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人が記憶するF社の所在地が、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された所在地と一致している上、申立人が所持している写真において、同社名が記載されたユニフォームが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、F社は、昭和32年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、同日より前の期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、当時の労務管理者及び給与担当者は、「厚生年金保険への加入は任意で、厚生年金保険に加入していない者については、保険料を控除しておらず、申立期間②当時、実際に、厚生年金保険に加入していない従業員が多数存在した。」と回答している。

さらに、F社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びD社E事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年8月から46年7月までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、昭和53年5月4日から平成10年7月までの期間について、A社の厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から46年7月まで
② 昭和53年5月4日から平成10年7月まで

私は、B社の社長から手伝ってほしいと依頼があり、1年ぐらいC職を行っていたが、申立期間①が同社の厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、昭和53年5月4日にA社を設立し、58年からD事業に携わるなど、同社及びグループ会社の役員をしながら長年勤務していた。申立期間②については、グループ会社において被保険者期間となっている期間も含め、同社における被保険者期間となるべきはずである。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の具体的な記憶から、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、適用事業所として確認できない上、既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人の具体的な記憶及び元事業主の証言から判

断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成元年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、同日より前の期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の元事業主も、申立人と同様に、同社の厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、A社の元事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かは不明である旨回答している。

なお、申立人は、申立期間②のうち、昭和60年5月1日から63年3月31日までの期間はE社、同年7月15日から平成3年2月1日までの期間はF社、同日から5年4月30日までの期間は申立人が事業主を務めるG社、同年11月1日から10年7月までの期間はH社において、厚生年金保険の被保険者となっており、これらの事業所はA社のグループ会社であることが確認でき、上記の元事業主も、申立期間②のうちの一部期間において、E社及びH社の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人は、A社の厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年6月21日から58年3月1日まで
② 昭和58年10月20日から同年11月1日まで
③ 平成5年7月26日から6年6月頃まで

申立期間①について、厚生年金保険の記録では、A社において昭和56年6月21日に資格喪失となっているが、同日以降も同僚と一緒に、同社又は同社と事業主が同じB社に継続して勤務していた。

申立期間②について、B社からC社に異動しただけであり、継続して勤務していた。

申立期間③について、厚生年金保険の記録では、D社において平成5年7月26日に資格喪失となっているが、6年6月頃まで継続して勤務していた。

調査の上、申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社及びB社の複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態を確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、A社は昭和56年6月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、申立人が申立期間①において一緒に勤務していたとする複数の同僚も、申立人と同様に、同社で厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、15か月ないし30か月経過後に次の事業所で同資格を取得していることが確認できる。

なお、申立期間①のうち、昭和57年6月1日から58年2月28日まで

の期間について、申立人は、A社と同一事業主であるE社において雇用保険に加入していることが確認できるが、オンライン記録によると、同社は同年9月13日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

申立期間②について、複数の同僚に照会したものの、申立人が、当該期間においてB社又はC社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、B社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同社の事業主と同一の別の事業所において同資格を取得するまでの数箇月間が被保険者期間となっていない者が複数確認できる上、これらの者に照会したものの、当該期間における保険料の控除がうかがえる具体的な供述は無く、給与明細書等を所持している者もいなかった。

さらに、申立期間①及び②に係る事業所の当時の事業主は、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

申立期間③について、複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間においてD社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、D社の当時の事業主は、「申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8666

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 1 日から 54 年 10 月 1 日まで
私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間においても 8,000 円以上の昇給があったので、前年を上回る標準報酬月額の改定があったはずである。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、A社は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額を確認できる賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額は不明である。」と回答している。

また、A社において、申立期間に厚生年金保険の被保険者だった者の中には、標準報酬月額の改定が無かった者が複数確認できる上、このうちの複数の者は、「給与に見合った標準報酬月額であった。」と述べている。

さらに、当該被保険者名簿における申立人の標準報酬月額は、遡って減額訂正されている等の事務処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8667（事案 3924 及び 7876 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 6 月 27 日から 23 年 1 月 21 日まで

私は、申立期間において、A事業所でB職として継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者の記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、「申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。」との回答を得た。

しかし、まだ納得できない。申立期間当時、確かに勤務していたことが確認できる資料として、当時、私が書いたメモの内容及び新たに思い出した同僚二人の連絡先を提出するので、再度調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事業所の辞令簿及び同僚の証言から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できるものの、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶している上司は3人とも、昭和 25 年 2 月 1 日に厚生年金保険に加入しており、申立期間には被保険者となっていないことが確認できること、申立人が記憶している同僚の一人は、A事業所で申立人と一緒にB職として勤務していたが、自身は、当初は見習であったと記憶しており、同事業所では厚生年金保険に加入していない旨述べていること、及びA事業所では、申立期間当時の関係書類は保管しておらず、申立人も厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持していないことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、

既に年金記録確認C地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 22 年 9 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、前回の申立てにおいて、申立期間当時に申立人が書いたメモ及び父親が書いたメモを提出して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと主張したが、当該メモには保険料控除を示す記載は見当たらず、このほか、年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に同委員会の決定に基づく平成 24 年 8 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、再度、上記メモを提出しているが、当該メモには保険料控除を示す記載は見当たらない上、申立人が新たに思い出した申立期間当時の同僚二人についても、申立期間におけるA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、その被保険者記録は確認できないことから、これらは年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立期間において、年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。